

## 講座受講規定

この規定は一般社団法人 3Charat リーディングアカデミー（以下「当協会」という。）が開講している講座について定めるものです。各講座にお申し込みの方は、この規定の内容と条件に同意の上、お申し込みご入金ください。尚、判定会における所要事項については、「講座」を「判定会」、「受講」を「参加」と読み替えるなどし、当該規定を準用するものとする。

### 第1条 受講契約の成立

- 1 受講希望者は、当協会の定めるその他の手続きに従って、受講申込を行い、氏名・住所・電話番号その他当協会の別途定める事項について、正確且つ最新の情報（以下「登録情報」という）を申込書その他に記載して提供するものとします。
- 2 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する方は、講座の受講申込を行うことができません。
  - (1) 20歳未満の者
  - (2) 後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けている場合
  - (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力であると認められる者
  - (4) 罰金刑以上の刑事罰を受け、3年を経過しない者
  - (5) その他当協会が講座の受講者としての不適切であると認められる者
- 3 講座開催日5営業日前までに講座受講料をお振込みいただき、当協会がご入金を確認後、受講契約が成立したものとします。
- 4 前項にかかわらず、受講料のお支払いにクレジットをご利用になる場合は、利用審査によりクレジット契約が有効に成立したとき受講契約が成立したものとします。

### 第2条 解約・返金・クーリングオフ・退会

講座受講契約後における解約・返金についての取扱いは下記のとおりとします。但し、イベント性が高い判定会については、講座としての性質から著しく外れ、イベント性が強いいため、本条の適用範囲から除外し、別に定めるキャンセル料の基準を適用するものとします。

- 1 講座開始前の解約・返金について
  - (1) 受講生のご都合により講座受講をキャンセルする場合は、ご入金日から8日以内にキャンセルのご希望をご連絡いただけましたら返金をお受けします。  
ただし、振込手数料はご本人さまのご負担とさせていただきますのでご了承ください。  
ご連絡先：[aeruba@3charat.com](mailto:aeruba@3charat.com) 当協会本部事務局
  - (2) この場合、いただいた個人情報は全て削除いたします。
- 2 講座開始後の解約・返金について  
講座開始後、講座受講を継続することができない合理的な理由が発生した場合は、当協会まで下記事項をご連絡下さい。
  - ① 受講生番号・お名前
  - ② お申込内容
  - ③ 紹介者
  - ④ 解約理由(任意)ご連絡先：[aeruba@3charat.com](mailto:aeruba@3charat.com) 当協会本部事務局

なお、解約申込における「講座受講を継続することができない合理的な理由」については例として、ご本人の死亡、重大な心身の疾病、妊娠・出産、勤務先の倒産、長期に渡る海外転勤・海外留学、遠隔地への転勤、ご家族の介護等により著しく環境が変わった場合等が想定されます。但し、この事由以外での解約を制限するものではありません。

### 3 講座開始後の返金額

返金額の算定については、次の通り取り扱います。

- ① 原則、講座修了後のご返金はいりません
- ② 初回受講時に、初級講座と合わせて、上位講座とセットでお申し込みの場合は、初級講座の受講以降においては、未受講のセット講座のご返金に関しては応じます。
- ③ 解約日は当協会にご連絡頂いた日といたします。

- 4 クレジットカードで受講料のお手続きをされた方は、ご入金日を含む8日間(クーリングオフ期間)を過ぎてのキャンセルの場合、講座開催日に関わらず、実費手数料を別途頂戴致します。

### 5 クーリングオフについて

- ① お客様が当協会の講座にお申し込みをした場合、ご入金日を含む8日間は、書面により無条件に受講契約のお申し込みの撤回、または受講契約の解除を行うことができます(これを「クーリングオフ」といいます)。
- ② クーリングオフの効力は、お客様が講座受講料ご入金(受講契約完了日)後8日以内に受講契約のお申し込みの撤回または受講契約の解除をする旨の書面を発信した時(郵便消印日付・メール送信時)に生じます。
- ③ クーリングオフがなされた場合のお取扱いは以下のとおりです。
  - (1) お客様は違約金、損害賠償を支払う必要はありません。
  - (2) 講座を既に受講されている場合でも、既受講分の対価を支払う必要はありません。また既にお渡しした教材等がある場合、その返還に要する費用も当協会が負担いたします。
  - (3) 既に受講料の全部または一部を支払っている場合には、全額返金いたします。
  - (4) 返金に関する全ての費用(銀行振込手数料等)はお客様負担といたします。
- ④ 受講契約の撤回に関する事項につき当協会が不実のことを告げる行為をしたことによって、告げられた内容が事実であるとの誤認をし、または威迫したことにより困惑したために、お客様がクーリングオフ期間を経過するまでにお申し込みの撤回を行わなかった場合には、当協会が経済産業省令で定めるところにより、受講契約の撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

### 6 退会について

受講実績の抹消をご希望の方は当協会までご連絡ください。

ご連絡先：[aeruba@3charat.com](mailto:aeruba@3charat.com) 当協会本部事務局

### 第3条 著作権等

- 1 当協会が提供する教材、講座、インターネット上で提供する「性格分析」「婚活に関するノウハウ」などの知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等)は全て当協会に帰属します。受講目的以外で、私的利用の範囲を超えて、これらを当協会の許可なく無断で、使用、複製・改変(3Charatのアレンジ等も含む)、講座内容の録画・録音、第三者提供、譲渡、他のビジネスへ盗用することは固く禁じます。
- 2 講座受講手続きにおいて発行されたID・パスワードを第三者に開示し譲渡あるいは貸与することはできません。

### 第4条 個人情報保護等

- 1 個人情報保護方針については、別に定める「個人情報取り扱い規定」の通りとします。
- 2 受講中において、会場の風景を撮影する目的であったとしても、肖像権保護の観点から映り込む人物がいる場合、当該受講生本人の許可なく撮影することを禁じます。また、オンライン講座においては、スクリーンショットをはじめとする画面の撮影・保存も禁じます。
- 3 前項については、万が一、受講生同士において許可なく盗撮行為等が行われ、その様子をSNSやWeb上に頒布するなど、第三者に提供するなどした場合に、ある特定の受講生が肖像権を侵害されるなどして受けた損害については、当協会は責任を負いかねます。
- 4 オンライン講座においては、匿名による参加を希望する場合において画面に表示される氏名を変更するほかに、画面に映り込む背景内の秘匿情報の目隠しや保護などについては、自己の責任において行うものとし、誤操作による実名表示や背景の映り込みなどにより、情報が漏えいしたとしても、当協会は責任を負いかねます。

### 第5条 その他禁止事項

講座受講に際して、前2条に掲げるもののほか、次に掲げる事項を禁止します。

- (1) 講座以外の判定会などの行事において、直接連絡が取りあえる連絡先などの個人情報の提供を求める行為及びお互いにそれを交換する行為。
- (2) マルチ商法やネットワークビジネス、宗教や政治活動の勧誘行為。
- (3) 他の受講者への暴言、誹謗中傷行為。
- (4) 公序良俗に反する行為。

### 第6条 違反に伴う損害賠償等

- 1 前3条に規定するいずれかの違反が発覚した場合は、第1条第2項第5号に規定する受講資格の欠格事由に該当するものとみなし、受講資格をはく奪するものとし、その場合においては、その後いずれの講座の受講も認めないものとします。また、講座開催中にその違反が発覚した場合は、講師の判断で、直ちにその場から退出させるものとし、ます。
- 2 前項に該当した場合は、受講前であったとしても、受領済みの受講料は返金しません。
- 3 第1項に該当した者は、第2条第6項に規定する退会措置を当協会が強制的に講ずるものとし、それまでの全ての受講履歴を抹消し、認定資格も全てはく奪するものとし、ます。
- 4 当協会は、前3項に規定する措置とは別に、その違反行為を行った者に対して、当協会が被った損害の全ての賠償を請求するとともに、刑事告訴を行うことがあります。

## **第7条 不可抗力**

地震、火災、その他の天変地異等により予定会場が利用できず講座を開講できない場合や、通信機器や回線の障害または当協会のコンピュータの障害、メンテナンス等によっては、講座を一時的に停止または中止することがあります。その場合にお客様が被った損害等について当協会は責任を負いかねます。

## **第8条 合意管轄**

受講契約に関する一切の紛争については、訴額に応じ大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## **第9条 その他**

- 1 本規程に定めのないものについては、当協会ホームページ、各種パンフレット、その他当協会が定める諸規定によるものとします。
- 2 本規定は、予告なく内容を変更することがあります。
- 3 本規定は、2020年12月10日をもって発効します。

一般社団法人 3Charat リーディングアカデミー

## 個人情報取り扱い規定

一般社団法人 3Charat リーディングアカデミー(以下「当協会」という)の受講生等(3キャラ判定会、男女3キャラ体感ゲーム、キャラコレの参加者を含む。以下「会員」という。)の個人情報の取り扱いについて

### (運営主体)

当協会の管理・運営は、当協会が次に定める個人情報の取り扱いの方針に基づいて行う。

### (利用の目的)

会員の個人情報の利用は、当協会主催講座や当協会開催行事の開催に際し、その講座内容を講師が適切に把握することとあわせて、開催案内など会員に有益と思われる情報を会員にメール配信や文書送付を行うことを目的とする。但し、メール配信や文書送付については、不要と思われる場合には会員の希望により止めることができる。

### (利用の権限)

会員の同意を得ないで、前述の「利用の目的」の達成以外に個人情報を取り扱わないものとする。ただし、個人情報保護法・第16条の規定による例外(法令に基づく場合や生命・財産の保護の場合等)の場合を除く。

### (正確性の確保)

会員の個人情報の正確性の確保に最善を尽くす。

### (安全管理措置)

会員の個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止、安全管理のために、管理責任者を選定し、個人情報保護法等の法令・規範に基づく管理をするために、当協会従業者、委託業者を監督する。

### (従業者・委託者への監督)

管理責任者を選定し、個人情報保護法第21条(従業者の監督)・第22条(委託先の監督)により当協会従業者、委託業者を監督する。

### (第三者提供の制限)

前述の各項目を遵守し、会員が登録した個人情報を、以下のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも開示しない。

- 1) 会員の同意がある場合
- 2) 当協会と機密保持契約を締結している協力企業、提携会社および業務委託会社に対して、会員に明示した収集目的を実施すべく個人情報を開示する必要がある場合
- 4) 統計的なデータなど、会員個人を識別することができない状態で開示する場合
- 5) 法令等に基づいて提出を求められた場合

(照会・訂正・削除・利用停止について)

会員の個人情報に関する照会、誤り等があった場合の訂正、削除、利用停止については、当協会まで連絡すること。但し、第三者への会員の個人情報の漏洩を防止するため、当該請求が会員本人によるものであると当協会にて確認できた場合、合理的な期間内に、当該会員の個人情報の開示、訂正、削除、利用停止する。

(20歳未満の者に関する個人情報の取り扱いについて)

当協会が実施する講座・イベントには、20歳以上でなければ参加出来ないため、当協会が20歳未満の者の情報を保有することはない。尚、事後において、会員による虚偽申告が判明し、当該会員が20歳未満であることが判明した場合は、直ちに、当該会員の退会措置を講ずるとともに、当該会員の個人情報（受講履歴を除く。）を削除するものとする。

(関係法令及びその他の規範の遵守について)

当協会は、会員が登録した個人情報について適用される法令及びその他の規範を遵守する。

(当該規定の変更について)

当協会は、会員の個人情報のより良い保護を図るために、または、日本国の法令やその他の規範の変更に伴い、当該規定を改訂する場合があります、その場合は、当協会が定める方法で、会員に通知するものとする。

(相談窓口)

当該規定または会員自身の個人情報についての相談は、当協会担当までご連絡ください。

ご連絡先：[aeruba@3charat.com](mailto:aeruba@3charat.com) 当協会本部事務局

2020年12月10日制定